**平成２６年（フ）第１７６号**
相模原市緑区二本松４丁目17番10号
債務者　加賀　美香（旧姓大堀）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第１８０号**
相模原市南区上鶴間本町４丁目21番44号　Kハイツ102
債務者　城所眞紀子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第１９２号**
相模原市緑区二本松１丁目34番７号
債務者　藤平　　猛
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第３０号**
京都府亀岡市大井町並河２丁目２番７号
債務者　前田兼太郎
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２６年（フ）第３１号**
京都府亀岡市下矢田町３丁目５番８号ホームワカミヤ２階９号室
債務者　稲岡　春子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２６年（フ）第３６号**
京都府京丹後市久美浜町48番地の４
債務者　安達留美子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２６年（フ）第３９号**
京都府京丹後市大宮町周枳1596番地の１
債務者　中田　一代
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２６年（フ）第４１２号**
大阪府河内長野市楠町東1198番地の３―２―205号
債務者　石橋　芳夫
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第４２０号**
大阪府柏原市国分本町７丁目10番25―101号カーサアリエッタ、前住所堺市西区鳳西町１丁54番地101　アパガーデンコート鳳西1307号
債務者　前原　園子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５０５号**
堺市南区三原台３丁40番５―303号
債務者　藤田　信子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５１７号**
堺市北区新金岡町３丁２番８―407号
債務者　今井　康博
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５２０号**
堺市西区草部1442番地28　ラブリーコート201号、前住所堺市西区上670番地１　ファミールハイツ鳳Ⅲ番館406号
債務者　柳　　雅樹
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５２３号**
堺市堺区香ケ丘町２丁７番17号
債務者　辻本日出夫
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５４８号**
堺市南区茶山台２丁３番１―104号
債務者　堀江　眞二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５５９号**
堺市北区新金岡町３丁８番14―207号
債務者　中川　勝義
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５９号**
北海道登別市幌別町４丁目26番地
債務者　吉川　泰子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２６年（フ）第５４号**
北海道苫小牧市音羽町２丁目９番９号　エテルナＡ104
債務者　清野　修二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部